

愛川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正にあたり、パブリック・コメント手続を実施しない理由について

マイナンバー法に定める事務以外の事務について、町が独自にマイナンバーを利用する場合（独自利用事務）、町はその旨を条例に定める必要があり、現在町では8件の事務を条例に規定しています。このうち「私立幼稚園就園奨励費の助成」については、幼児教育無償化に伴い、令和2年3月末で事務そのものが廃止されることとなります。

本条例については、自治基本条例第19条第1項第1号イに規定する「町民等に義務を課し、又はその権利を制限する条例」に該当し、パブリック・コメント手続の対象となりますが、今回の改正については、対象となっている事務の廃止に伴い、当然必要となる条文の整理であることから、同第2項第4号の「軽微なもの」に該当するため、パブリック・コメント手続を実施しないものです。